

## 1. 流域治水協議会に関する取組

令和5年度流域治水プロジェクト重点推進施策について  
①「要配慮者施設における避難確保計画作成」の推進

令和6年3月7日

# 重点推進施策① 要配慮者施設における避難確保計画作成

## ■ 避難確保計画作成の作成・訓練実施の義務化

- 流域治水プロジェクトの取組のうち、代表的な取組について指標を活用して、**見える化**
- 要配慮者施設における**避難確保計画作成・訓練の実施**については、平成29年6月の水防法等の改正により**義務化**されている。
- また、令和3年7月の水防法等の改正では、区市町村への避難訓練実施の報告が義務化されている。

### <水防法 第十五条の三 条文(抜粋)>

～略～

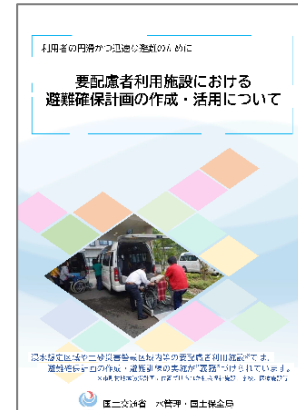
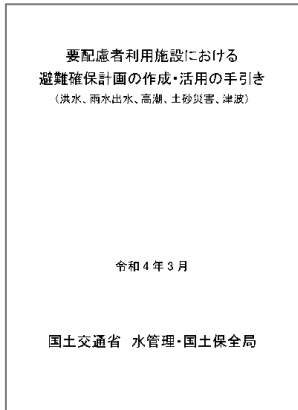
市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた**要配慮者利用施設の所有者又は管理者は**、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する**計画を作成しなければならない**。～略～

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための**訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告**しなければならない。～略～

### <水防法改正のリーフレット>



### <計画作成等の各種参考資料>



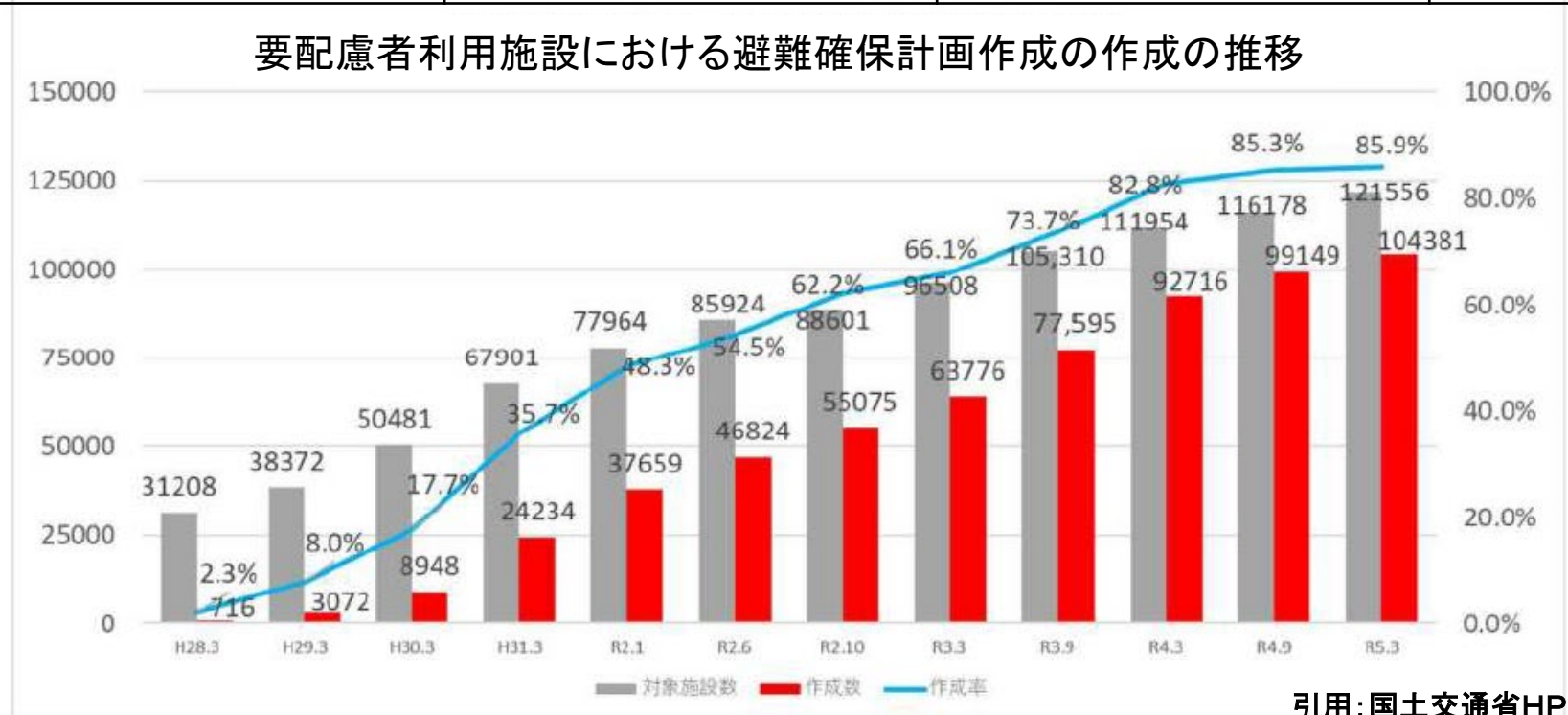
令和5年度の重点推進施策の1つ(ソフト)として、「**要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進**」を、令和5年度6月2日荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会幹事会において位置付けた。

# 重点推進施策① 要配慮者施設における避難確保計画作成

～(参考)全国における避難確保計画の作成状況～

- 令和5年3月末時点で、対象施設※は121,556施設、うち計画作成済みは104,381施設(85.9%)。
  - 前回調査の令和4年9月末から6ヶ月間で5,232施設増え、作成率は85.3%から0.6%増加。
- ※ 市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	121,556	104,381	85.9%
うち社会福祉施設	99,008	85,335	85.9%



# 重点推進施策① 要配慮者施設における避難確保計画作成

～(参考)東京都における避難確保計画の作成状況～

## 要配慮者利用施設の避難確保計画策定状況

建設局

### ■減災に向けた取組⑦

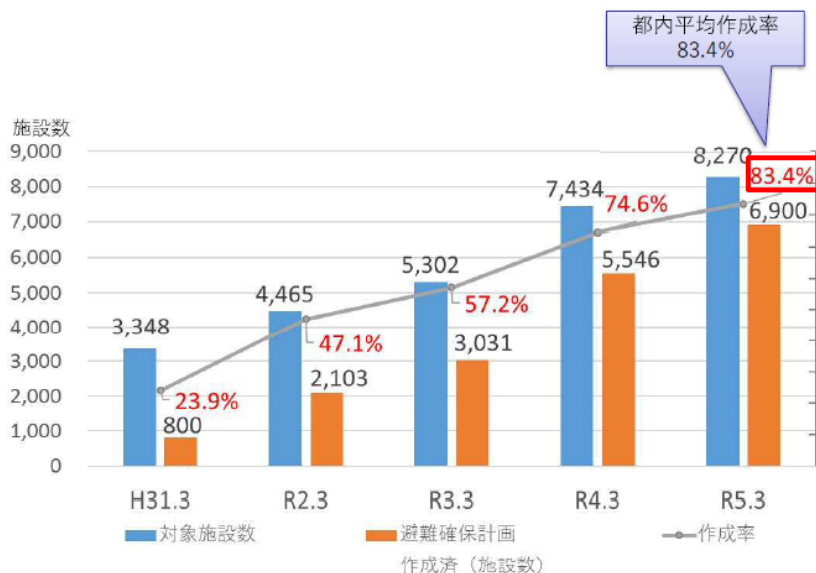
- 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況の確認



- 計画作成対象施設数：8,270施設  
うち計画作成済：6,900施設 (83.4%)

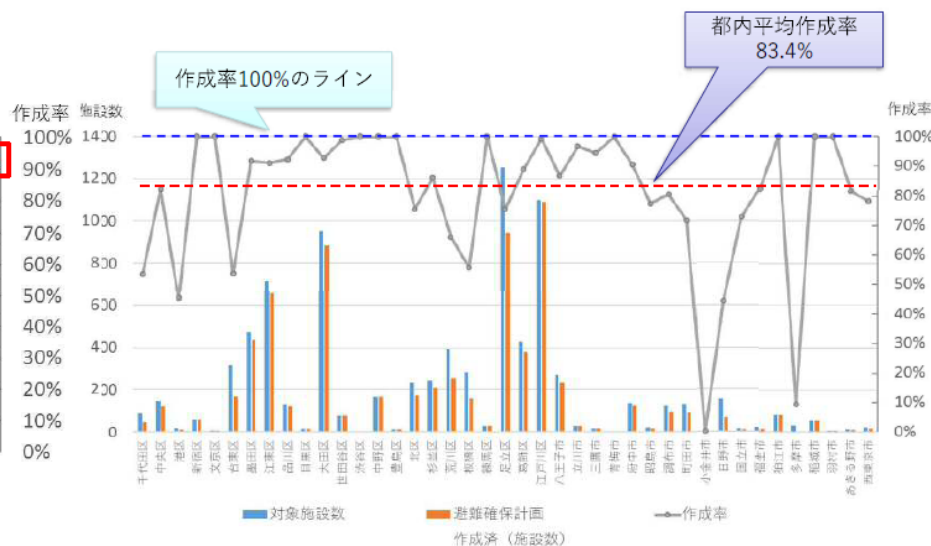
R 5.3 末時点

### ■都内における避難確保計画作成推移



### ■避難確保計画作成施設数と作成率 (R5.3末時点)

○都内の区市町村別 (41区市)



引続き、避難確保計画100%達成に向け、取組の継続をお願いします

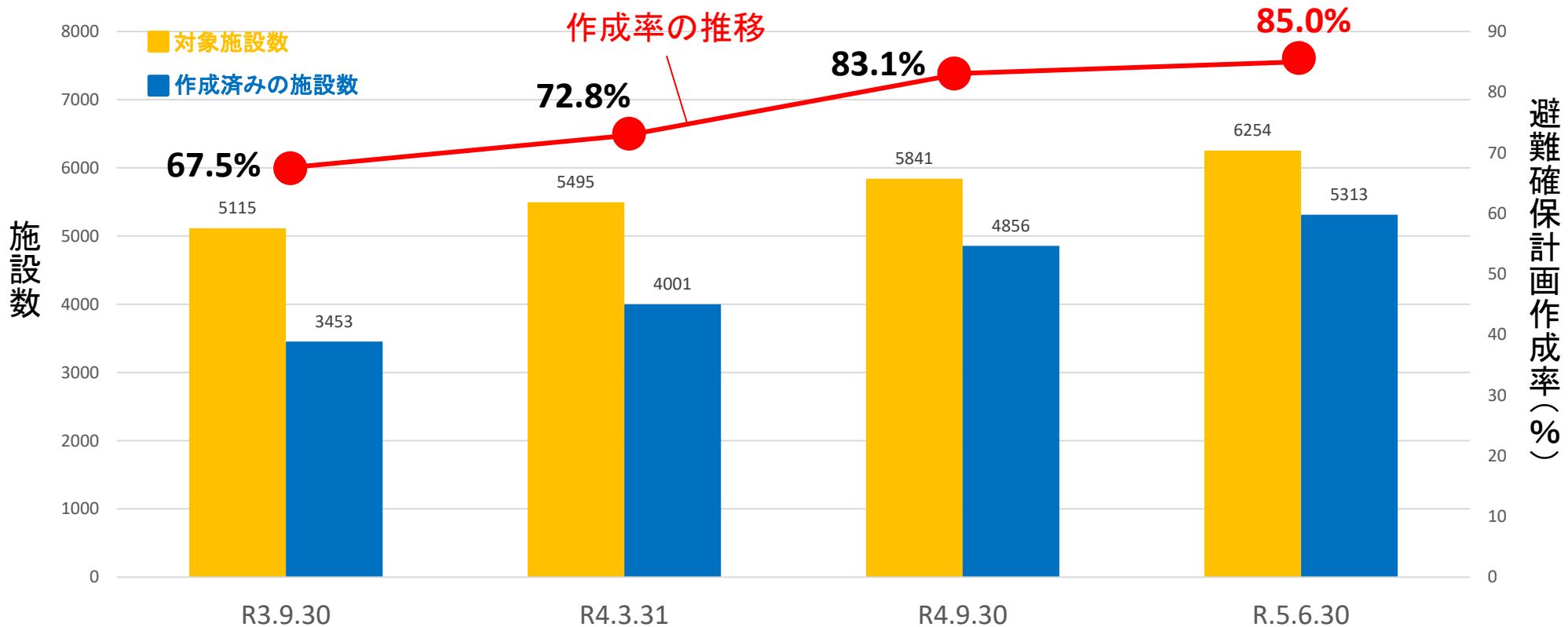
# 重点推進施策① 要配慮者施設における避難確保計画作成

## ■荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会における避難確保計画の作成状況

○全国における避難確保計画の作成状況との比較

全国平均 = 85.9% (令和5年3月末時点) > 荒川水系(東京ブロック)平均 = 85.0% (令和5年6月末時点)

➡ 避難確保計画作成率が全国平均より約1.0%低い



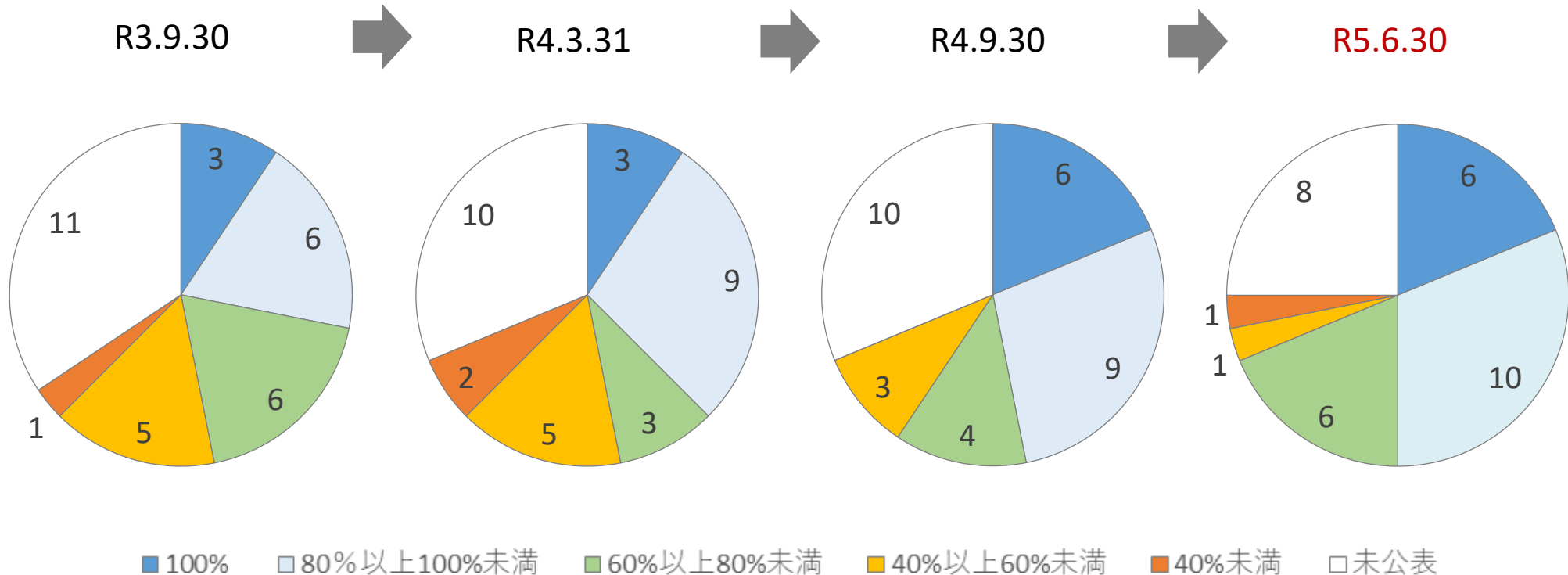
荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会における避難確保計画作成率の推移

# 重点推進施策① 要配慮者施設における避難確保計画作成

## ■荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会における避難確保計画の作成状況

○自治体別の作成状況(令和5年6月末時点)

- 自治体別にみると、16自治体が対象施設の80%以上の施設で避難確保計画作成済み(前回比:1自治体増)、うち6自治体が100%作成済
- 一方、80%未満の避難確保計画作成率は8自治体となっている。

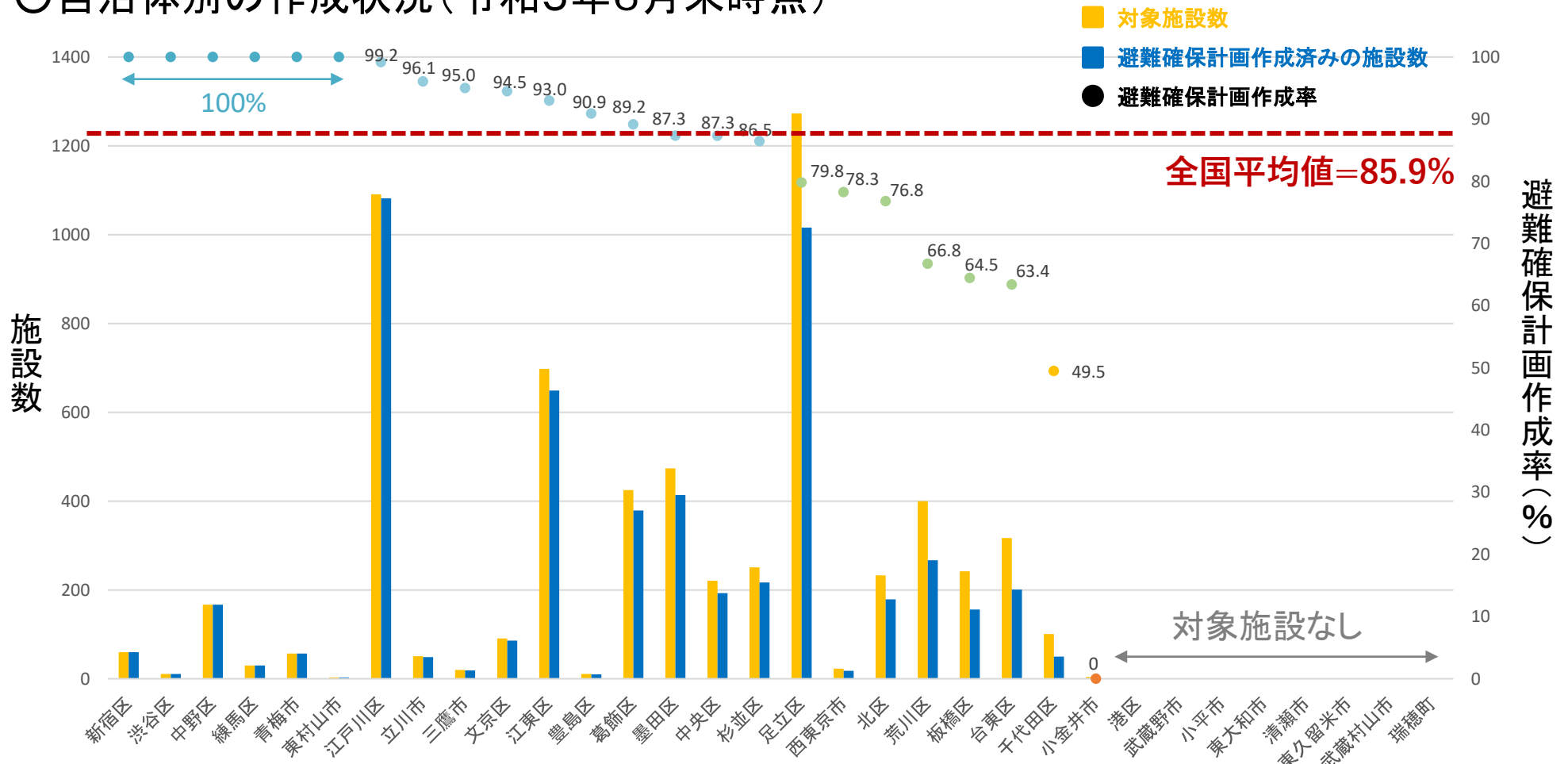


避難確保計画の作成状況別自治体数の推移

# 重点推進施策① 要配慮者施設における避難確保計画作成

## ■流域治水協議会(東京ブロック)における避難確保計画の作成状況

○自治体別の作成状況(令和5年6月末時点)



避難確保計画作成状況の自治体別比較(令和5年6月末時点)

**全国平均値(=85.9%)を下回る自治体は8自治体**

※8自治体は対象施設数が「0」

# 重点推進施策① 要配慮者施設における避難確保計画作成

## ■要配慮者施設の施設管理者等が避難確保計画作成にあたっての課題

- 半数の自治体が「施設管理者の知識・人手不足」を指摘
- 「自治体側の人手・予算不足」も課題
- 「避難先、避難手段が確保できない、実際に避難を支援する施設側の人手不足」という実行面も課題

施設管理者に計画作成の知識が無い



施設の確保計画作成を支援するための人員、予算が不足



浸水区域外など安全な避難先が確保できない



自治体側の担当する部署が複数にわたり、連携した支援が行いにくい



施設管理者の水害対策への意識が低い



施設の規模が小さく、避難を支援する人員が不足



浸水区域外など安全な避難先までの避難手段がない



施設が多く、作成の優先順位が必要



施設の業務を継続可能な避難先が確保できない



他の災害、危機管理計画も作成必要で負担が大きい



その他



対象：荒川水系(東京ブロック) 32自治体



# 重点推進施策① 要配慮者施設における避難確保計画作成

## ■避難計画作成率100%に向けた来年度（R6年度）の目標

荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会避難計画作成率 = **90%以上**

## ■目標に向けた取組

1. 全自治体、**全国平均86%**を目標に！！
2. **Best Practices** の共有、拡散

## ■主な工夫や課題解決策

1. フォーマット作成(ひな形、マニュアル作成)
2. 電話、メール、書面等を用いた定期連絡、呼びかけ

### Best Practices



電話による**直接指導**を実施している。

中野区(100%)



**新たに設立された施設**や計画が未策定の施設に対して策定の依頼文の送付。

江東区(93.0%)



最低限の必要事項を記入すれば避難確保計画が完成するフォーマットを作成  
(防災担当部署だけでなく、関係する各施設管理部署からも作成について案内)

豊島区(90.9%)



令和6年度4月より**避難確保計画作成支援システム**を導入予定。

北区(76.8%)

<北区様には後ほど取組事例紹介させていただきます。>